

## 【 利用者負担額の試算について 】

- ・正式な利用者負担額は、市町村民税額を基本として、世帯状況（同居親族の有無、障がい手帳の有無等）も踏まえ、算定し、利用者負担額決定通知書により通知します。
- ・こちらでは利用者負担額算定における市町村民税額の基本的な考え方についてご案内します。  
世帯状況による算定や世帯によって異なる調整控除等は取り扱いませんので、あくまでも、**目安としてお考え方ください。**

## 【 注意事項 】

※利用者負担額は父母の市町村民税額所得割の合算で決定しますので、父母それぞれ税額を試算したのちに合算する必要があります。祖父母と同居している場合は祖父母等の市町村民税額所得割で決定する場合もあります。

※以下の控除は利用者負担額決定のもととなる市民税所得割の算定にいれることができません

### <利用者負担額の算定にいれることができない税額控除>

- ・寄附金税額控除（ふるさと納税含む）
- ・個人の市町村民税額の住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）
- ・外国税額控除
- ・配当税額または株式等譲渡所得割額の控除
- ・個人の市町村民税額の配当控除
- ・寄附金税額控除における特例控除額の特例

※対象期間に海外での収入がある場合は、実際の市民税は該当しなくても、課税相当額を推計して利用者負担額を算定します。

## 【 市町村民税の対象年度 】

- ・4月～8月の利用者負担額…前年度市町村民税所得割額をもとに算定
- ・9月～3月の利用者負担額…当年度市町村民税所得割額をもとに算定

※年度が正しくない場合正しく算定できないためご注意ください。

## 【 試算方法 】

1. 父母の税額をいずれかの方法で確認する。
  - (1) 市民税・県民税通知書やマイナポータルや課税証明書 で税額を確認する
  - (2) 住民税額シミュレーションで税額を試算する ※課税証明書や市民税・県民税特別徴収税額通知書がない場合
2. 父母の税額を合算する。 ※祖父母等の同居親族がいる場合は祖父母で決定する場合があります
3. 保育料表と照らし合わせて階層を確認する。

利用児童の属する世帯の階層区分		福岡市保育料額(月額)		
階層区分	区分(税額)	第1子		第2子以降
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0
C1	市町村民税のうち所得割非課税世帯	14,200	13,900	0
C2	市町村民税のうち所得割 48,600円未満	17,000	16,700	0
D1	48,600円～ 61,000円未満	19,800	19,400	0
D2	61,000円～ 73,000円未満	22,600	22,200	0
D3	73,000円～ 85,000円未満	25,400	24,900	0
D4	85,000円～ 97,000円未満	28,200	27,700	0
D5	97,000円～126,000円未満	31,900	31,300	0
D6	126,000円～149,000円未満	35,600	34,900	0
D7	149,000円～169,000円未満	39,300	38,600	0
D8	169,000円～255,000円未満	44,600	43,800	0

税額に応じて階層を確認します。  
階層区分に対応する保育料額をご確認ください。  
※保護者が父母の場合父母の合算額で階層を確認します。

以下、1. (1) (2) での税の確認方法についてのご案内です。

< 1. (1) で税額を確認する方法 >

- i 市民税の税額控除前所得割額を確認する。

※市民税・県民税特別徴収税額通知書で確認する場合、収入先が複数あるなど市民税・県民税通知書が複数ある場合は合算する

※課税証明書で確認する場合、市区町村によって様式が異なります。税額控除前所得割額の記載がない場合は市民税所得割額に保育料の算定で控除できない税額控除額（上記【注意事項】に記載の税額控除額）を足し戻す必要があります。

課税証明書を取得する場合、税額控除額の記載を希望していただくことを推奨します。

- ii 福岡市の税額（1. の税額）は市民税8%で計算されているため6%に再計算する。

（i で把握した金額） $\times 6 \div 8$

※政令指定都市は、県民税と市民税の割合が異なり、福岡市では市民税を政令市の税額（8%）で算定されています。

他都市に比べ高くならないよう、利用者負担額の計算では6%に計算し直します。

※課税地が政令指定都市以外など、市民税が6%の市区町村の場合、再計算の必要はありません。

## <1. (2) で税額を確認する方法>

- 源泉徴収票など収入を確認できるものをご準備ください。
- 以下は令和8年4月～令和8年8月の利用者負担額を試算する場合の住民税額シミュレーションの入力例です。
- なお、以下は対象者が給与所得のみの場合の例です。収入状況に応じて、入力してください。

### 1. 市民税の対象年度を選択します。

- 令和8年4月～令和8年8月の利用者負担額は前年度市町村民税（＝令和7年度市町村民税）が対象

試算したい年度

令和7年度（令和6年中収入）



## 2. 入力フォームに従い該当する項目に入力します。

・利用者負担額の算定に入れることができない控除は入力しないでください。(【注意事項】参照)

※以下入力例

令和6年分 給与所得の源泉徴収票																		
支 払 を 受 け る 世 帯 者 又 は 居 所	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">(受取者番号)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(個人番号)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(役職名)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">氏名 (フリガナ)</td> </tr> </table>									(受取者番号)		(個人番号)		(役職名)		氏名 (フリガナ)		
(受取者番号)																		
(個人番号)																		
(役職名)																		
氏名 (フリガナ)																		
種 別		支 払 金 額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額		源 泉 徴 収 税 額										
		円 5,441,741	円			円 円 161,900		円										
(源泉) 控除対象配偶者の の有無等		配偶者 (特 别 の 種 別 の 額)	控除対象配偶者の (配偶者を除く。)			16歳未満 扶養親族 の数	被 務 者 の 数 (本人を除く。)		被 務 者 の 数 (ある 被 務 者 の 数)									
有	無	老人	内	人	内	人	内	人	内	人								
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
社会保険料等の金額			社会保険料の控除額			年金保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額									
円 808,315			円			円			円									
(備考)																		
生命保険料の 金額の内訳	新生命 保険料 の金額	新生命 保険料 の金額	新生命 保険料 の金額	新生命 保険料 の金額	新生命 保険料 の金額	新生命 保険料 の金額	新個人年金 保険料 の金額	新個人年金 保険料 の金額	新個人年金 保険料 の金額	新個人年金 保険料 の金額								
住宅借入金等 特別控除の額 の内訳	住宅借入金等 特別控除 適用額	住宅借入金等 特別控除 適用額	住宅借入金等 特別控除 適用額	住宅借入金等 特別控除 適用額	住宅借入金等 特別控除 適用額	住宅借入金等 特別控除 適用額	住宅借入金等 特別控除 適用額	住宅借入金等 特別控除 適用額	住宅借入金等 特別控除 適用額	住宅借入金等 特別控除 適用額								
(源泉)・ 特別 控除 対象 配偶者	(フリガナ) 氏名	区分	(フリガナ) 氏名	区分	(フリガナ) 氏名	区分	(扶養 の 扶 養 親 族)	(扶養 の 扶 養 親 族)	(扶養 の 扶 養 親 族)	(扶養 の 扶 養 親 族)								
1	(フリガナ) 氏名	区分	(フリガナ) 氏名	区分	(フリガナ) 氏名	区分	1	個人番号 (フリガナ) 氏名	区分	(扶養 の 扶 養 親 族)								
2	(フリガナ) 氏名	区分	(フリガナ) 氏名	区分	(フリガナ) 氏名	区分	2	個人番号 (フリガナ) 氏名	区分	(扶養 の 扶 養 親 族)								
3	(フリガナ) 氏名	区分	(フリガナ) 氏名	区分	(フリガナ) 氏名	区分	3	個人番号 (フリガナ) 氏名	区分	(扶養 の 扶 養 親 族)								
4	(フリガナ) 氏名	区分	(フリガナ) 氏名	区分	(フリガナ) 氏名	区分	4	個人番号 (フリガナ) 氏名	区分	(扶養 の 扶 養 親 族)								
老 成 年 者	外 國 人	死 亡 遇 難 者	災 害 者	二 種	本人が障害者 特別 その 他	妻 偶	ひ と り 親	勤 労 学 生	中退就・退職			受給者生年月日						
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日	
支 払 者	個人番号又は 法人番号									(右記で記載してください。)								
	住所(場所) 又は所在地																	
	氏名又は名称																	
(備註)																		

### 寄附金税額控除に関する事項

寄附金税額控除(ふるさと納税含む)は  
入力しないでください。

都道府県・市町村または特別区に対する寄附金支払額(ふるさと納税含む)  
(特例控除対象)

※税額試算をすると税額試算結果に「自己負担額の2,000円を除いた全額が控除されるふるさと納税額の目安」が表示されます。

住所地の共同募金会、日本赤十字社(住所地の支部)、都道府県・市町村または特別区に対する寄附金支払額(特例控除対象外)

条例指定の寄附金支払額(住所地の条例で指定されている機関に寄附したもの)

都道府県

0円

市町村または特別区

0円

ふるさと納税ワンストップ特例制度

未適用

寄附金入力

### 3. 市民税額所得割を確認します

- ・旧税率（市民税6%）で算出します。

税額試算結果

算出税額		利用者負担額の算定基準となります。	
税額	市民税	所得割額	173,400円
		均等割額	3,000円
県民税		所得割額	115,600円
		均等割額	1,500円
森林環境税（国税）			1,000円
年税額			294,500円
充当・委託納付後年税額			294,500円

旧税率で再算定してください。  
※デフォルトで新税率になっています。

新税率（市民税：8%／県民税：2%）  
 旧税率（市民税：6%／県民税：4%）